

台風等異常気象時における生徒の登下校について（お知らせ）

1 暴風警報・特別警報への対応

	暴 風 警 報	特 別 警 報
登校前 の発表	ア 児童生徒の登校前に、「日進市」に警報が発表されている場合は、登校を見合わせ、次のようにします。 （ア） 午前6時の時点で警報が発表されている場合は、当日の授業を中止します。 （イ） 午前6時から登校前までに警報が発表された場合も、当日の授業を中止します。 イ 児童生徒の登校前に、「日進市」に警報が発表されていない場合の登校については、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等から各家庭で判断し登校させてください。（登校を見合わせた場合は、各家庭から状況等を学校へ必ず報告してください。） ※ 警報が解除された後も、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、安全に登校させようと各家庭が判断できるまで登校させないでください（登校を見合わせた場合は、各家庭から状況等を学校へ必ず報告してください）。	
登校中、 在校中、 下校中 の発表	登校中に暴風警報が発表された場合は、そのまま登校します。 在校中に暴風警報が発表された場合は授業を中止し、安全を確認して児童生徒を速やかに下校させます（小学校は、「引き取り下校」をします）。 ただし、通学路の通行が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、校内において待機させます（待機解除は、メール配信等での連絡）。 下校中に暴風警報が発表された場合は、そのまま下校することになります。そのまま下校することが危険と判断した場合は、学校に戻るか近くの公共施設に避難することになります。	登校中に特別警報が発表された場合は、そのまま登校します。 在校中に特別警報が発表された場合は即刻、授業を中止し児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（校内において待機、外部の避難所への移動等）を迅速に行います。校内で待機させた場合は、児童生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させません。なお、下校方法につきましては、暴風警報に準じます（待機解除は、メール配信等での連絡）。 下校中に特別警報が発表された場合は、そのまま下校することになります。そのまま下校することが危険と判断した場合は、学校に戻るか近くの公共施設に避難することになります。
その他	警報は発令されていないが、大雨等異常気象により児童生徒の安全確保に困難が予想される場合は、注意報・警報等の気象情報を把握するとともに気象及び通学路の状況等から判断し、「休業」や「授業の中止」を決定する場合があります。	

2 大雨・洪水・大雪等の警報が発令された場合の対応

★ 原則として、平常の授業を実施します。ただし、通学に危険な状況が予想されるときは、「暴風警報・特別警報への対応」に準じて処置をとります。ご家庭でも状況判断して登校させてください。

※ 台風が接近している場合は、原則として給食を中止します。

☆ 前日までに日進市教育委員会から指示がありましたら、生徒を通じてお知らせします。

☆ 午前6時までに警報が解除された場合は、「弁当持ち」で平常授業となります。

登校時に特別警報・暴風警報が発令されていなくて登校が可能な場合は、「弁当持ち」で登校させてください。

☆ 給食カットにともなって、献立が変更になる場合があります。

（参考） **特別警報とは**、「数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて、「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「暴風雪」「大雪」の特別警報として発表されます。

特別警報の対応の原則は、「ただちに命を守る行動をとる！」ことです。